

国住指第4040号  
国住街第93号  
平成22年1月28日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

国土交通省住宅局市街地建築課長

### ドライクリーニング業を営む工場の実態調査について

昨年来、広域的にドライクリーニング業を営む複数の事業者の工場において、建築基準法第48条の用途規制違反が発覚したことは、誠に遺憾です。

建築基準法では、安全性の観点から、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場の住居系地域や商業系地域での立地を禁止しているところですが、今般、複数の事業者の複数の工場においてこの規制に違反する実態が明らかとなったことに鑑み、貴職におかれては、衛生主管部局とも連携を図りながら、下記によりドライクリーニングを営む工場の実態把握をお願いします。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における調査結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いします。

### 記

#### 1. 調査対象

ドライクリーニング業を営む工場（洗濯物の受取及び引渡のみを行う事業所（いわゆる取次店）を除く。）

なお、調査対象については、クリーニング業法を所管する厚生労働省健康局生活衛生課より都道府県、政令市、特別区の衛生主管部局あてに別添のとおり通知されているので、当該部局（保健所）が把握している情報の活用を図られたい。

#### 2. 報告事項

別記様式のとおり。

### 3. 報告期限

平成22年3月31日（水）時点の状況について、平成22年4月12日（月）までに下記担当に報告すること。

### 4. その他

実態調査の結果、建築基準法違反が判明した場合には、是正指導を行うこと。

担当：国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室 谷山、佐藤  
電 話 03-5253-8111（内線39-564、39-525）  
F A X 03-5253-1630

住宅局市街地建築課 岸田、小富士  
電 話 03-5253-8111（内線39-633、39-634）  
F A X 03-5253-1631

## ドライクリーニング業を営む工場の実態調査結果表

都道府県名
担当部課(係)名
担当者名
連絡先(電話)
メールアドレス

○ドライクリーニング工場の用途規制<sup>(※)</sup>適合状況

	工場数
ドライクリーニング工場数((1)+(2)+(3))	
(1)用途規制の違反がないもの(①+②+③)	
①現行の用途規制に適合しているもの(②を除く)	
a 住居系・商業系用途地域内のもの	
b 工業系用途地域内のもの	
c 用途地域の指定のない区域内のもの	
②法48条ただし書き許可等の特例規定により用途規制に適合しているもの	
③現行の用途規制に不適合だが、既存不適格であるもの	
(2)用途規制の違反があるもの	
(3)調査中のもの	

※ 「用途規制」とは、48条(用途地域)のほか、49条(特別用途地区)、49条の2(特定用途制限地域)、68条の2(地区計画条例)に基づく用途規制に係る制限の付加又は緩和も含めて回答して下さい。

【分類例】

- 例1: 住居系用途地域におけるドライクリーニング工場で、非引火性溶剤を用いており、作業場面積にも問題がないもの … ①aに該当
- 例2: 住居系用途地域における「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場」で、49条用途制限緩和条例により適法となっているもの … ①aに該当
- 例3: 住居系用途地域における「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場」で、48条ただし書き許可により適法となっているもの … ②に該当
- 例4: 住居系用途地域における「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場」で、新築時には工業系用途地域であり、その後に増築等を行っていないため、既存不適格となっているもの … ③に該当